

# 参照条文

○日本国憲法	… 1
○日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）（抄）	… 6
○日本学術会議法施行令（平成 17 年政令第 299 号）	… 10
○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）（抜粋）	… 11
○日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 146 回総会決定）	… 16
○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成 17 年内閣府令第 93 号）	… 20
○補欠の会員の選考手続について（平成 18 年 6 月 22 日日本学術会議第 18 回幹事会申合せ）	… 21
○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）	… 23
○総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）（抄） ※昭和 24 年の設置時のもの	… 28
○内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）（抄）	… 30
○裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）（抄）	… 33
○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）（抄） ※昭和 58 年当時のもの	… 35
○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）（抄） ※平成 13 年 4 月 1 日施行のもの	… 36
○官報（平成 11 年 5 月 28 日号外第 100 号）（抜粋）	… 39
○国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）（抄）	… 41
○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）	… 44

平成 30 年 10 月 25 日（木）  
内閣府日本学術会議事務局

## ○日本国憲法

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名　御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼外務大臣

吉田茂

國務大臣

男爵  
幣原喜重郎

司法大臣

木村篤太郎

内務大臣

大村清一

文部大臣

田中耕太郎

農林大臣

和田博雄

国務大臣

斎藤隆夫

遞信大臣

一松定吉

商工大臣

星島一郎

厚生大臣

河合良成

國務大臣

植原悦二郎

運輸大臣

平塚常次郎

大蔵大臣

石橋湛山

國務大臣

金森徳次郎  
膳桂之助

日本国民は、正當に選舉された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。  
② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。  
② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。

- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行うこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

## 第二章 戰争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

## 第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、

これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第十三条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第十四条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 奨章、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特權も伴はない。

栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第十五条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。

選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第十六条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第十七条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第十八条** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第十九条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第二十条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない。

**第二十一条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第二十二条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第二十三条** 学問の自由は、これを保障する。

致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第一項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関しても、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができること。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかくらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  
② 弹劾に関する事項は、法律でこれを定める。

## 第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。  
② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。  
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国會議員の中から国会の議決で、こ

れを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なるた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国會議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。  
一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**第八十条** 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

**第八十一条** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

**第八十二条** 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第二章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

### 第七章 財政

**第八十三条** 国の財政を處理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

**第八十四条** あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

**第八十五条** 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

**第八十六条** 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

**第八十七条** 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

**第八十八条** すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

**第八十九条** 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを出し、又はその利用に供してはならない。

**第九十条** 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

**第九十一条** 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

### 第八章 地方自治

**第九十二条** 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

**第九十三条** 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

## ○日本学術会議法

(昭和二十三年七月十日)  
(法律第二百二十一号)

第二回通常国会  
(平一法一〇一・平一六法二九・一部改正)

芦田内閣

改正 昭和二四年 五月三一日法律第一三三号

同 一四年一二月一二日同 第二五一号

同 一五年 三月七日同 第四号

同 三一年 三月二三日同 第二一号

同 三一年 三月二十四日同 第二七号

同 三六年 六月一七日同 第一四五号

同 三九年 六月一九日同 第一一〇号

同 五八年一月二八日同 第六五号

平成一一年 七月一六日同 第一〇二号

同 一六年 四月一四日同 第二九号

日本学術会議法をここに公布する。

### 日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立て、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、(ノ)に設立される。

### 第一章 設立及び目的

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学

術会議法と称する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。  
として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

### 第二章 職務及び権限

第四条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第五条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 その他日本学術会議に諮問することを適當と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告すること

ができる。

一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項
- 第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。
- 第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に入ることができる。
- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に入ることとなるときは、あらかじめ、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。
- (昭三・法二一・追加、平一・法一〇二・平一・六法二九・一部改正)
- 第三章 組織
- 第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。
- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年とに、その半数を任命する。
- 4 準欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国會議員を兼ねることを妨げない。
- (昭一・四法二五二・昭一・五法四・昭五八法六五・平一・六法二九・一部改正)
- 第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。
- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。  
(平一・六法二九・一部改正)
- 第九条 会長は、会務を總理し、日本学術会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。
- 第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。
- 第一部 第二部 第三部

(平一・六法二九・全改)

**第十一條** 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による

日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研

究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学

術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れ

た研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日

本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

4 会員は、前条に掲げる部のいづれかに属するものとする。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

**第十二条** 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事一人を置く。

2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、それぞれ準用する。び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

(平一六法二九・全改)

**第十三条** 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務

を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

**第十四条** 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

**第十五条** 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議

連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前二項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一六法二九・全改)

**第十五条の二** 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

(昭五八法六五・追加、平一六法二九・一部改正)

**第十六条** 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

(昭一四法一三三・昭三一法一一・平一一法一〇一・平一

六法二九・一部改正)

#### 第四章 会員の推薦

(昭五八法六五・全改)

**第十七条** 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(平一六法二九・全改)

第十八条から第二十二条まで 削除

(平一六法二九)

**第五章 会議**

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

る。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年一回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

(昭五八法六五・旧第二十二条繰下)

**第二十四条** 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。  
3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

(昭五八法六五・旧第一一十三条繰下)

#### 第六章 雜則

(昭五八法六五・旧第七章繰上)

**第二十五条** 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

(昭五八法六五・全改)

**第二十六条** 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

(昭五八法六五・全改、平一六法二九・一部改正)

**第二十七条** 削除  
(昭五八法六五)

**第二十八条** 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項そ

# ○日本学術会議法施行令

(平成十七年九月十六日)

(政令第二百九十九号)

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。

日本学術会議法施行令をここに公布する。

日本学術会議法施行令

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。  
(日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止)

内閣は、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）第十  
五条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行令（昭和五十九年  
政令第二百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

(連携会員の任期等)

第一条 日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の任  
期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限つてその職務を行  
わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命  
することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

(連携会員の辞職)

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による  
辞職の申出があつたときは、その辞職を承認することができる。

(連携会員の退職)

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると  
きは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則（以下単に  
「規則」という。）で定めるところにより、当該連携会員を退職  
させることができる。

(雑則)

## ○日本学術会議会則

(平成十七年十月二十四日)

(日本学術会議規則第三号)

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第一号

同 一八年 五月 八日同 第二号

同 二〇〇年 五月 七日同 第三号

同 二三年 七月二八日同 第四号

同 二五年一〇月二八日同 第五号

同 二八年 五月一八日同 第六号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

### 日本学術会議会則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 職務（第二条、第三条）
- 第三章 組織（第四条—第六条）
- 第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
- 第五章 会議（第十六条）
- 第六章 総会（第十七条—第十九条）
- 第七章 部会（第二十条—第二十二条）
- 第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
- 第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）

第十章 地区会議（第三十三条）

第十一章 若手アカデミー（第三十四条）

第十三章 栄誉会員（第三十五条）

第十四章 雜則（第三十七条—第三十九条）

附則

### 第一章 総則

#### （総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

### 第二章 職務

#### （意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

（平成一〇年学術規則一部改正）

（国際活動）

**第三条** 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの

2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

### 第三章 組織

(会長の互選等)

**第四条** 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立つて総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

(副会長の職務)

**第五条** 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。

二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。

三 学術会議の国際活動に関すること。

(部への所属)

**第六条** 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員か

らの申出に基づき総会が定める。

### 第四章 会員及び連携会員の選考等

(連携会員の任期の例外)

#### 第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、

以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

#### （平一八日学会規一・一部改正）

(会員及び連携会員の選考の手続)

**第八条** 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦するところを会長に求めるものとする。

員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を

決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事が定める。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員の辞職)

**第九条** 幹事会は、会員から辞職の申出があつたときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならぬ。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を得つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもつて同意とすることができる。

2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。

3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

**第十一条** 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条规定する申出をするにつき、総会に議決を求めることができる。

2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

**第十一條** 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

**第十二条** 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

**第十三条** 令第二条の辞職の申出があつたときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

**第十四条** 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させるることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第一項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第一項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えるなければならない。

**第二条** 令第一條の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。

- 2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

(平一八日学会規一・一部改正)

**第三条** 会長は、平成十七年十一月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。

- 2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。

3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

附 則 (平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一〇月一八日日本学術会議規則第一号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月一八日日本学術会議規則第一号)

号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

(平一〇日学会規一・全改、平一二五日学会規一・一部改

告 報	提 言	明 声	要 類	表出主体	正)
会、分科会	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	学術会議 法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	学術会議 法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	学術会議 法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	定義
部、委員会、分科会	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	学術会議 法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	学術会議 法第五条各号に掲げる事項に関する意見等を発表すること。	正)

答 回	又は若手ア カデミー	ーが審議の結果を発表すること。
学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の 諮問を除く。）事項に対し、学術会議 が回答する」と。	

## ●日本学術会議細則

〔平成17年10月4日  
日本学術会議第146回総会決定〕

改正 平成18年 2月13日日本学術会議第147回総会決定  
平成18年 4月11日日本学術会議第148回総会決定  
平成18年10月 3日日本学術会議第149回総会決定  
平成19年 4月10日日本学術会議第150回総会決定  
平成20年 4月 8日日本学術会議第152回総会決定  
平成20年10月 1日日本学術会議第154回総会決定  
平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定  
平成26年 7月11日日本学術会議第167回総会決定  
平成28年 4月14日日本学術会議第171回総会決定

日本学術会議細則を、次のとおり定める。

### 日本学術会議細則

#### 第1章 総則

##### (総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

#### 第2章 会長

##### (会長の互選)

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票する。  
この投票は、単記無記名による。

(2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。

することができる。

- 4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。
- 5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。
- 6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聞くことができる。

(報告の手続)

**第6条** 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。

- 2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。

(提出資料の様式)

**第7条** 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。

(定足数)

**第8条** 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手続)

**第9条** 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。

- 2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。

## 第4章 委員会

(常置の委員会の設置)

**第10条** 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事が定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この決定は、決定の日から施行する。

(関係する決定の廃止)

**第2条** 日本学術会議の運営の細則に関する内規(昭和61年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規(昭和62年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業について(申合せ)(昭和62年総会決定)及び副会長世話担当研究連絡委員会の運営について(申合せ)(平成3年総会決定)は、廃止する。

## 附 則(平成18年2月13日日本学術会議第147回総会決定)

別表第2（第10条関係）（150総・167総・171総・一部改正）

委員会名	委員長	職務
<u>選考委員会</u>	会長	<u>会員及び連携会員の選考（会則第8条）</u>
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3（第10条関係）（147総・149総・154総・156総・一部改正）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣  
への推薦手続を定める内閣府令

(平成十七年九月一日)

(内閣府令第九十三号)

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百一十一号）第十七条の規定に基づき、日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を次のように定める。

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出する」とにより行うものとする。

附 則

この府令は、平成十七年十月一日から施行する。

## ●補欠の会員の選考手続について

平成18年6月22日  
日本学術会議第18回幹事会申合せ

会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となつた者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことが可能な場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から5人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得る能够に行うものとする。  
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得る能够にするため、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成21年3月19日日本学術会議第73回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

○國家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日)

(法律第一百二十一号)

片山内閣

改正 昭和二二年一二月一七日法律第一九五号

条の四)

第一款 再就職等監視委員会（第百六条の五—第百六条の二十一）

第二款 雜則（第百六条の二十二—第百六条の二十七）

第九節 退職年金制度（第百七条・第百八条）

第十節 職員団体（第百八条の二—第百八条の七）

第四章 罰則（第百九条—第百十三条）

附則

国家公務員法

第一章 総則

(イ)の法律の目的及び効力

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を

含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当たり、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導さるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつばら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそと企て、又はその施行を妨げてはなら

らない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（昭二三法二二二・全改、昭四〇法六九・一部改正）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官

### 七の三 大臣補佐官

- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
- 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員
- 十二 の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
- 十二 の二 日本学術會議会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第二百六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に從事する職員で同法第四十一条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）
- 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」とい

う。）の役員

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に付し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

（昭二三法二二二・全改、昭二三法二五八・昭二四法二・昭二四法一一五・昭二五法四九・昭二六法五九・昭二六法三一四・昭二七法四一・昭二七法九七・昭二七法一七四・昭二七法二〇七・昭二七法二五一・昭二七法二六五・昭二九法一六四・昭三一法一一・昭三一法二七・昭三一法一四〇・昭三一法一六一・昭三二法一五八・昭三三法七八・昭三七法七七・昭三七法一二三・昭三七法一三二・昭四〇法六九・昭四〇法一一六・昭四一法八九・昭四五法九七・昭四八法一一六・昭五八法六五・昭五八法七八・昭五八法八〇・平元法一・平七法五四・平八法一〇三・平一〇法一三・平一一法一〇二（平一一法一一六）・平一一法一〇

四・平一三法三二・平一四法九八・平一七法一〇一・平一  
八法一一八・平一九法八〇・平二五法二二・平二五法八  
九・平二六法二二・平二六法六七・平一七法三九・平一七  
法六六・一部改正)

## 第二章 中央人事行政機関

(昭二三法二二二・昭四〇法六九・改称)

(人事院)

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

- ② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。）、任免（標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）を除く。）、給与（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。）、研修（第七十条の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。）の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、

苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

- ③ 法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。

- ④ 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(昭二三法二二二・全改、昭三四法一六三・昭四〇法六九・平一法一二九・平一九法一〇八・平二六法二二・一部改正)

(国家公務員倫理審査会)

第三条の二 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

- ② 国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるもののほか、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の定めるところによる。

(平一法一二九・追加)

(職員)

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

- ② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

- ③ 人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切

う。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(平一九法一〇八・全改、平二六法一二・一部改正)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(昭二三法一二二・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職(第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。)以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

(昭二三法一二二・平一九法一〇八・平二六法一二・一部

第三十七条 削除  
改正

(平一九法一〇八)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 成年被後見人又は被保佐人  
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第一百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二三法一二二・平一一法一五一・平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。



## 2 前項に掲げる附則の規定、所

事務機関の委員その他の職員について  
は、他の法律（法律に基く命令を  
含む）に別段の定がある場合は除く  
の外、政令で定める。

## 第三章 附則

（規則） 第十六條 内閣総理大臣の所轄の下  
に、日本学術会議を置く。

2 日本学術会議は、わが國の科学者  
の内外上に於するに於けるとして、科  
学の向上充實を図り、行政、産業及  
び国民生活に貢献する研究活動をさる  
ための機関とする。

3 日本学術会議は、東京都に置く。  
日本学術会議の組織及び所轄事務  
については、日本学術会議法（昭和  
二十三年法律第二十一年）の定め  
による。

## 第三章 外局

（外局） 第十七條 國家行政組織法第三條第一  
項の規定に依り、總理府に置かれる  
外局は、左の通りとする。

## 公正取引委員会

## 企劃調整委員会

## 國家公安委員会

## 行政管理委員会

## 地方自治委員会

## 公職選舉委員会

## 外國通商管理委員会

## 宮内省

## 財政・債務・施設・運輸・通商・通航

## 地方法務・農林・漁業・水産・林業

## 第三章 調査

統計委員会	統計法(昭和二十一年法律第十八号)
公正取引委員会	公正取引の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第十五号)
企劃調整委員会	企劃調整の禁止及び企劃の制定の特例に関する政令(昭和二十二年法律第十五号)
全國通商管理委員会	全國通商管理委員會法(昭和二十一年法律第十五号)
國家公安委員会	國家公安委員會法(昭和二十一年法律第十六号)

企劃・補助委員会規則(昭和十三

年勅令第四百七十四号)

恩賜勅許委員会規則(昭和二十一年

年政令第三百六号)

前項但書の規定は、議員の在職に

關する法律の適用に影響を及ぼすもの

ではない。

他の法令に「總理府」であるのは

「總理府」と「總理官房」とあるものとす

る。

内閣總理大臣 吉田茂

公布する。

第三章 調査所及び調査所の職員は、

前項に規定する事務を執行するに當

り、左に掲げる行跡をしてはならな

い。

一 特定の改革政策を期する目的で

調査を実施すること。

二 調査の結果を特定の改革政策の

ために利用すること。

三 調査を目的の説明又は取扱に利

用すること。

四 調査によりて知り得た個人の秘

密を漏らすこと。

五 調査のために行う質問に対する

回答を拒否すること。

第四條 調査所は、必要がある場合に

おいては、其論の調査を前に委託

し、又は他から委託された世論の調

査を行なうことができる。

(世論調査請託会)

第五條 調査所は、世論調査審議会

(以下「審議会」といふ)を置く。

一 審議会の事業費支拂を定めるこ

と。

二 調査の実績計画を定めること。

三 調査の結果の発表方法を定める

こと。

新興出版用紙製造等審議会規則

行令(昭和二十二年政令第三回)

十二号)

一 世論の調査の結果を内閣及び國

外行政機關に報告し、及びこれを

一般に公表すること。

三 地方公共團體及びその他の者が

行う世論の調査に対して必要な助

言及び努力をすること。

四 世論及び世論の調査方法を研究

し、並びにこれらに因する資料を

収集すること。

五 世論の調査の者及び管理の因るこ

と。

第六章 附則

第一項に掲げる附則に開く。其項を掲字

的て開くこと。

第一項に開くこと。

○内閣府設置法

(平成十一年七月十六日)

(法律第八十九号)

小湧內閣

改正 平成一年七月三十日法律第一六号

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一 九 年	一 九 年	一 八 年	一 七 年	一 七 年	一 六 年	一 六 年	一 六 年	一 六 年	一 五 年	一 五 年	一 五 年	一 五 年	一 五 年						
五 月 三 日	三 月 三 日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第 五 三 号	第 一 五 号	第 一 五 号	第 一 六 号	第 一 六 号	第 一 一 号	第 一 一 号	第 一 四 号	第 一 四 号	第 五 四 号	第 八 五 号	第 六 三 号	第 八 九 号	第 一 〇 二 号	第 八 〇 号	第 二 九 号	第 二 七 号	第 三 三 号	第 七 〇 号	第 六 一 号

口 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針  
に関する重要事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要な事項を調査審議すること。

2 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要な事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要な事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一四法三五・全改)

第四款 施設等機関

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(平一一法一六〇・平一一法一六一・一部改正)

第五款 特別の機関

（設置）

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策会議	犯罪被害者等基本法（平成十六年法）

推進会議	律第百六十一号)
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十二年法律 第一百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法

- （地方創生推進事務局）
- 第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。
- 2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。
- 3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関する事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加、平三〇法三七・一部改正）

第四十条の三 知的財産戦略推進事務局は、第四条第一項（第六号に掲げる事務をつかさどる。

2 知的財産戦略推進事務局の長は、知的財産戦略推進事務局長とする。

3 知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関する事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加）

（宇宙開発戦略推進事務局）

第四十条の四 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

2 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。

3 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関する必要な事項は、政令で定める。

（平二七法六六・追加、平二九法二八・一部改正）

（北方対策本部）

○裁判所法

(昭和二十二年四月十六日)

(法律第五十九号)

第一次吉田内閣

改正 昭和二二年一〇月二九日法律第一二六号

同 一二二年一二月一七日同 第一九五号

同 一三年一月一日同 第一一号

同 一三年七月一二日同 第一四六号

同 一三年一二月二二日同 第二六〇号

同 一四年五月三一日同 第一三六号

同 一四年六月一日同 第一七七号

同 一五年四月一四日同 第九六号

同 一五年一二月二〇日同 第二八七号

同 一六年三月三〇日同 第五九号

同 一六年一二月六日同 第二九八号

同 一七年七月三一日同 第二六八号

同 一九年五月二七日同 第一二六号

同 一九年六月八日同 第一六三号

同 一九年五月一日同 第九一号

同 一五年六月二十五日同 第一〇四号

同 一七年五月一六日同 第一四〇号

同 一九年六月二十四日同 第一二四号

同 一九年三月三一日同 第二七号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五年 五三年 六月二三日同 第八二号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 八月二四日同 第八二号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 五月一八日同 第六七号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 六月二三日同 第八二号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 八月二四日同 第八二号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 五月一九日同 第六六号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 六月二日同 第五〇号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 七月一六日同 第一四二号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 七月二五日同 第一三八号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 六月二八日同 第一二八号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 三月三一日同 第八号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 二月一〇日同 第一六三号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 六月二日同 第一二〇号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 七月一五日同 第八三号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 一八年五月八日同 第三六号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 一九年三月三一日同 第一八号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 二〇年六月一八日同 第七号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 二三年二月三日同 第六四号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 五月二十五日同 第五四号

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
四五一年 五三年 六月一九日同 第四八号

(最高裁判所の裁判官の任命)

第三十九条	最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。
②	最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。
③	最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。
④	最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。
	(昭二三法一・一部改正)
	(下級裁判所の裁判官の任免)
第四十条	高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。
②	高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。
③	第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。(最高裁判所の裁判官の任命資格)
第四十一条	最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。
	一 高等裁判所長官
二 判事	
三 簡易裁判所判事	

四 檢察官

五 弁護士	六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は准教授
②	五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号から第六号までに掲げる職の在職とみなす。
③	前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。
④	三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。
	(昭二三法一・昭二二法一九五・昭二三法二六〇・昭二四法一三六・昭二五法九六・昭二七法二六八・平一六法八・平一七法八三・一部改正)
第六十二条	高等裁判所長官及び判事の任命資格
第四十二条	高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（抄）  
※昭和58年当時のもの

法令番号	改正（公布）年月日	ページ番号	マガジンID	フィッシュNo.	コマ番号
昭24法001号	昭40年5月18日	002	14	037	D 14

2

（休職の期間）

第十條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合は休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

（任期及び停年）

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

（任期）

第九條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるとのとおりでなければ、教員は教員の資格を喪失することはない。

2 第五條第一項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

（任命権限）

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任命、免職、任免、解雇、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申請に基いて、任命権限がある。

（監督）

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の監督について、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条第一項の規定による実績に対する必要な事項は、同法第九十七條から第五条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の監督について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第三十九条の規定による実績に対する必要な事項は、同法第六条第一項並びに地方公務員法第三十一條から第五十条まで、第三十七条及び第三十八条までのものを除いては、大学管理機関が定める。

（勤務成績の評定）

第十二条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

（第1回 大学以外の学校の就任及び解任）

（就任及び昇任の方法）

第十一条 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、通常によつてのとし、その選考は、大学附属の学校にあつてはその大学の学長、大学附設の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学付属の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権限ある教育委員会の教育長が行う。

2 文部大臣は、前項の選考の結果を校長に委託することができる。

（第2回 大学の就任）

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十号）第四十条に定める場合のほか、公立学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この条において同じ。）の校長又は監督で地方公務員法第二十二条第一項の規定によつて正規になつてゐる者が、引き継ぎを司る都道府県内の公立学校の校長又は後職に任命された場合には、その就任については、同条同項の規定は適用しない。

（就任の期間及び方法）

第十三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十号）第四十条に定める場合のほか、公立学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この条において同じ。）の校長又は監督で地方公務員法第二十二条第一項の規定によつて正規になつてゐる者が、引き継ぎを司る都道府県内の公立学校の校長又は後職に任命された場合には、その就任については、同条同項の規定は適用しない。

（休職の期間及び方法）

第十四条 教員及び部員の休職の期間は、就業連携のため長期の休養を要する場合の休職においては、満一年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めたときは、半年の範囲でよい。

2 その休職の期間を満三年未満とすることができる。  
（第3回 教育長及び専門的教育監督）

第十五条 就任

（第3回 教育長及び専門的教育監督）

第十六条 教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十一条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。）の選考は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育監督の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の委員長が行う。

※平成13年4月1日施行時のもの

○教育公務員特例法

(昭和二十四年一月十一日)

(法律第一号)

第四回通常国会

第二次吉田内閣

改正	昭和二四年	五月三一日法律第一四八号	同	三六年六月一七日同	第一四五号	
	同	二五年五月一六日同	第一八四号	同	四〇年五月一八日同	第六九号
	同	二六年六月一六日同	第二四一号	同	四〇年五月一八日同	第七一号
	同	二六年一二月二十四日同	第三一八号	同	四三年六月一五日同	第九九号
	同	二九年五月二九日同	第一三一号	同	四四年六月九日同	第四〇号
	同	二九年六月三日同	第一五六号	同	四六年三月三一日同	第二三号
	同	二九年六月三日同	第一五九号	同	四七年五月一日同	第二六号
	同	二九年六月三日同	第一八一号	同	四八年九月二九日同	第一〇三号
	同	二九年六月三日同	第一五九号	同	四九年六月一日同	第七〇号
	同	二九年六月三日同	第一五九号	同	四九年六月七日同	第八一号
	同	二九年六月三日同	第一五九号	同	五〇年七月一一日同	第五九号
	同	三〇年八月五日同	第一二五号	同	五一年五月二十五日同	第二五号
	同	三〇年六月一四日同	第一五二号	同	五一年五月二十五日同	第二五号
	同	三一年六月三〇日同	第一六三号	同	五二年五月二日同	第二九号
	同	三一年六月三〇日同	第一七五号	同	五五年三月三一日同	第一四号
	同	三一年一二月一八日同	第一七五号	同	五六年四月一四日同	第二三号
	同	三二年六月一日同	第一四七号	同	五八年一二月二日同	第七八号
平成	三年四月二日同	第八七号	同	六三年五月三一日同	第七〇号	

諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十条の一(第三項を除き、以下同じ。)をいう。

立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

## 第二章 任免、分限、懲戒及び服務

### 第一節 大学の学長、教員及び部局長

#### (採用及び昇任の方法)

第四条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

3 ノの法律で「部局長」とは、大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 ノの法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めたところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

5 ノの法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

(昭)一四法一四八・昭二六法二四一・昭四八法一〇三・昭四

九法七〇・昭六三法七〇・平一法五五・平一一法八三・平一法一〇七・一部改正

(身分)

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公務員、公

教育行政に關し識見を有する者について、評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会(国立学校設置法第一章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。)の議に基づき学長が行う。

する場合を含む。)中「範囲内だ」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」である。

(平一一法一〇七・全改)

(懲戒)

第九条 学長、教員及び部局長が、学長及び教員においては評議会、部局長においては学長の審査の結果によるものでなければ、懲戒处分を受けねばならない。

2 第五条第一項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(昭一六法一四一・平一一法五五・一部改正)

(任命権者)

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基いて、任命権者が行う。

(平一一法五五・一部改正)

(服務)

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家

により、行わなければならない。

(平一一法五五・一部改正)

第一節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

べき学長が定める。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法

第三十条の根本基準の実施に関する必要な事項は、第二十一条の四第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

(昭一六法一四一・昭一九法一五六・昭四〇法七一・平一一

法五五・平一一法八三・平一一法一〇七・平一一法一一九・

一部改正)

(勤務成績の評定)

第十一條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長においては評議会、教員及び学部長においては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長においては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

(平一一法五五・一部改正)

1年法律第一百一十九号)に定めるものを除いては、評議会の議に基





# ○国立大学法人法

(平成十五年七月十六日)

(法律第百十二号)

第一百五十六回通常国会

第一次小泉内閣

改正

平成一七年五月二五日法律第四九号

同 一七年七月二六日同 第八七号  
同 一八年六月二一日同 第八〇号  
同 一八年一二月二三日同 第二二〇号  
同 一九年六月二〇日同 第八九号  
同 一九年六月二七日同 第九六号  
同 二一年三月三一日同 第一八号  
二三年五月二七八日同 第三七号  
二四年八月二三日同 第六七号  
二五年一二月一一日同 第九八号  
二六年六月一三日同 第六七号  
二六年六月二七日同 第八八号  
二七年五月二七日同 第二七号  
二七年六月二四日同 第四六号  
二八年五月一八日同 第三八号  
三〇年五月二三日同 第二六号

## 目次

### 第一章 総則

第一節 通則（第一条—第八条）

第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）

### 第二章 組織及び業務

#### 第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員（第十条—第十九条）

第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）

第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）

#### 第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員（第二十四条—第二十六条）

第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）

第三款 業務等（第二十九条）

#### 第三章 中期目標等（第三十条—第三十一条の四）

#### 第四章 財務及び会計（第三十二条—第三十四条の三）

第五章 指定国立大学法人（第三十四条の四—第三十四条の八）

第六章 雜則（第三十四条の九—第三十七条）

第七章 罰則（第三十八条—第四十一条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ

国立大学法人法

国立大学法人法をここに公布する。

科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(平一九法九六・平二六法六七・一部改正)

(学長等への報告義務)

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(平二六法六七・追加)

(役員の任命)

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各

同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準

を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

9 監事は、文部科学大臣が任命する。

(平二六法八八・一部改正)

第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。  
(役員の任期)

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員で

なかつたときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(平二六法六七・一部改正)

(役員の欠格条項)

第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員の解任)

第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国



## 第十三章 罰則（第一百四十三条—第一百四十六条）

### 附則

#### 第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（昭三六法一四四・昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・平二七法四六・一部改正）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第二百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校と

は、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

（昭二四法二七〇・昭五六法八〇・平一四法一五六・平一五法一一七・平一五法一一九・平二八法四七・一部改正）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これ

を設置しなければならない。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第二百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第二百三十条第一項及び第二百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受ける」とを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け

出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大  
学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び  
分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大  
学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出  
に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適  
合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置  
をとるべきことを命ずることができる。

④ 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一二百五十二条の  
十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市  
が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含  
む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校につ  
いては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該  
高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項  
の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行  
おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出  
なければならない。

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文  
部科学大臣が、これを定める。

（昭二八法二二三・昭三六法一六六・昭三九法一一〇・昭

五一法二五・平三法七九・平一〇法一〇一・平一法八

七・平一一法一六〇・平一四法一一八・平一四法一五六・  
平一七法八三・平一八法八〇・平一九法九六・平二三法三  
七・平二六法五一・平二七法四六・平二七法五〇・平二八

法四七・一部改正

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おう  
とするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なけ  
ればならない。

（平二三法三七・追加）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別  
の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、國立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育  
学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義  
務教育については、これを徴収することができない。

（昭二八法二二三・昭三五法一六・昭三六法一六六・平一  
〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・平二七法四  
六・一部改正）

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならな  
い。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四  
十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別  
に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

(昭二四法一四八・全改、昭二九法一五九・昭三六法一六

六・平一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(昭三六法一六六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一  
九法九六・一部改正)

**第九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となる  
ことができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当するこ  
とにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経  
過しない者

四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により  
免許状取上げの处分を受け、三年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に  
成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団  
体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二四法一四八・全改、昭三六法一六六・平一一法一五  
一・平一四法五五・平一九法九八・一部改正)

**第十条** 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつて  
は文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては  
都道府県知事に届け出なければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

**第十一条** 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文  
部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を  
加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

**第十二条** 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼  
児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るた  
め、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

(昭三三法五六・全改、平一九法九六・一部改正)

**第十三条** 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに  
該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該  
学校の閉鎖を命ずることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合  
において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び  
同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」  
と読み替えるものとする。

(昭三六法一六六・平一一法八七・平二三法三七・一部改  
正)

**第十四条** 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校につ  
いては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立  
学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他  
の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは